

り災証明の発行・各種支援や減免制度などのお知らせ

【り災証明書の発行】

り災証明書とは、家屋が災害にあったことを公的に証明するもので、損害保険等に入っている際に保険の請求をするときや、支援制度等を利用するときに必要な場合があります。証明書が必要な方は、下記窓口で申請をお願いします。

受付窓口／税務課、滞納債権対策課、土山・甲賀大原・甲南第一・信楽地域市民センター

問／税務課 ☎65-0680 / ☎63-4574
滞納債権対策課 ☎65-0682 / ☎63-4574

■生活支援

【生活相談】

被災により経済的に困りであれば、生活相談に応じます。また、すでに生活保護を受給されている場合、被災の状況に応じて費用の援助を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

問／社会福祉課 ☎65-0701 / ☎63-4085

【生活資金貸付】

低所得者世帯、障がい者世帯または高齢者世帯が被災した場合、臨時に必要な経費が借りられます。

貸付上限額:150万円(緊急小口貸付:10万円)

問／甲賀市社会福祉協議会 ☎62-8085 / ☎63-4823

■高齢者支援

【生活支援ハウス事業】

在宅生活を送っている高齢者が、自宅もしくは他所での生活の場を確保できない場合、生活の場として生活支援ハウスエーデル土山を利用できます。(所得に応じ利用者負担金が発生)

問／長寿福祉課 ☎65-0696 / ☎63-4085

■災害見舞金

○災害により住居への被害を受けられた方に、状況に応じて見舞金をお渡ししました。

災害見舞金 床上浸水:1世帯 5万円
床下浸水:1世帯 2万円

問／社会福祉課 ☎65-0700 / ☎63-4085
滋賀県共同募金会災害見舞金

倒壊または床上浸水:1世帯 2万円

問／甲賀市社会福祉協議会 ☎65-6370 / ☎63-4823

該当の方へは、9月30日から民生委員などを通じ、滋賀県共同募金会災害見舞金とあわせてお渡ししました。

■税・保険料の減免など

○災害により財産に相当な損害を受け、一時に税金を納めることができないと認められる場合は、納税が猶予されます。

問／滞納債権対策課 ☎65-0681 / ☎63-4574

○災害の程度等により、税金や保険料が減免になることがあります。

| 税・保険料 | 対象・条件等 | り災証明書 | 問い合わせ |
|---------------------------|---|-------|---------------------------|
| 固定資産税 | <ul style="list-style-type: none"> 災害により半壊以上(床上浸水を含む)の被害を受けた家屋 災害により埋没、流失、崩壊等の被害を受け、利用価値が消滅した土地又は、収穫が皆無と予測される農地等 災害により半壊以上の被害を受け、事業の用に供せられなくなった資却資産等 | 不要 | 税務課 ☎65-0680 / ☎63-4574 |
| 個人住民税 | 災害により個人住民税の納付が著しく困難であると認められる場合等 | 不要 | 税務課 ☎65-0679 / ☎63-4574 |
| 国民健康保険税 | 住宅が床上浸水した場合等 | 要 | |
| 介護保険料の減免・介護サービス費の自己負担額の減免 | 財産に著しい損害を受けられた場合。介護サービスを利用されている場合、自己負担額減免 | 要 | 長寿福祉課 ☎65-0698 / ☎63-4085 |
| 後期高齢者医療保険料 | 住宅が床上浸水した場合等 | 要 | 保険年金課 ☎65-0689 / ☎63-4618 |
| 国民年金保険料 | 住宅などの被害額が財産の2分の1以上に及んだ場合等 | 要 | 保険年金課 ☎65-0688 / ☎63-4618 |

■子育て支援

○災害により保護者のいずれもが災害復旧にあたっており、家庭での保育が困難であると認められる児童を受け入れます。

【児童クラブ】(対象:小学校等の1年生~3年生)

問／子ども応援課 ☎65-0705 / ☎63-4085

【保育園】(対象:就学前児童)

問／子ども未来課 ☎86-8179 / ☎86-8380

【保育料の減免】

災害により、保育園保育料、幼稚園保育料の減免を受ける場合があります。

問／子ども未来課 ☎86-8179 / ☎86-8380

【就学援助費の給付】

災害等により小中学校就学にかかる経費の負担に困難の保護者を対象に、学用品費や給食費等の一部について給付が受けられる場合があります。

問／学校教育課 ☎86-8019 / ☎86-8380

台風の接近に伴う市の体制としては、15日からの災害警戒体制を16日午前5時5分発令の「特別警報」を受けて即座に午前5時45分に災害対策本部に切り替え、同時に市職員全員を招集し、市消防団と協力のうえ市民皆さんの安全確保に努める体制をとり、情報収集を行うと共に避難の必要な地域706世帯2,189人に対して避

特に、信楽町朝宮地域での茶園の流出は約10ヘクタールを超える規模となり、また、再建を目指す信楽高原鉄道にとりましては、川橋の橋脚の流失は、これからの公共交通のあり方に大きな影響を与えるものとなりました。

9月15日から16日にかけての台風18号により被害に遭われました皆様は、心からお見舞い申し上げます。幸いにも人命に関わる被害はありませんでしたが、数十年に一度という経験のない大雨が降り、家屋の床上浸水、床下浸水、宅地への土砂流入のほか、山林や茶園の土砂崩落、河川の氾濫、そしてライフラインである道路の陥没、水道の断水など広範囲に及び被害となりました。

被災された皆様にお見舞い申し上げます



▲甚大な被害を受けた信楽町朝宮の茶畑を視察する中嶋市長



▲側溝に流れ込んだ土砂をかき出すボランティアの皆さん

難勧告を出しました。今後、被災されました方への支援内容を設けており、ともに生活に直結する道路等の復旧に全力を尽くしてまいりますので、ぜひ市民皆様のご協力をいただきますようお願いいたします。復旧活動にあたっては、市社会福祉協議会と市で甲賀市災害ボランティアセンター

を立ち上げ21日から26日の間、のべ678名のボランティアの方に被災家屋の泥かきや清掃などを行っていただきました。また、災害協定を結んでいます建設および測量業の3団体をはじめ、廃棄物処理にご尽力いただいています委託業者、甲賀広域行政組合においても連休返上で対応していただいたほか、市内多くの事業所や各種団体から、ごみの回収清掃活動や炊き出しなどの作業を支援していただきました。皆様のご協力に心から感謝申し上げます。

甲賀市長 中嶋武嗣

ボランティア登録制度のご利用を

あいこうか市民活動ボランティアセンターでは、身近な地域で自分のできる範囲のボランティア活動をしていただける方を募集しています。

希望の内容や地域、時間帯を登録していただくと、それに合ったボランティア活動をご紹介します。災害の復旧支援も必要とされていますので、ご協力をお願いします。

あいこうか市民活動ボランティアセンター / ☎86-6173 ☎86-7226